

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年9月1日から同年10月7日まで
② 平成16年10月7日から20年2月1日まで
③ 平成20年2月1日から同年5月1日まで

国の記録では、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成16年10月7日となっているが、同社の給料支払明細書を確認したところ、同年9月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が給料支払明細書の報酬月額よりも低額になっているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

さらに、A社を平成20年1月16日から同年5月の初めまで休職したところ、国の記録では、被保険者資格喪失日は同年2月1日となっているが、申立期間③の給料支払明細書によると、厚生年金保険料が控除されているので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立人は、当該期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出されたA社の給料支払明細書により、申立期間のうち、平成16年10月から18年2月までの期間及び同年4月から20年1月までの期間に係る厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致、又は当該標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人から給料支払明細書が提出されていない平成18年3月については、事業主に照会したものの回答が得られず、賃金台帳等が確認できないが、前後の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除状況から推認される控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による申立人の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、A社を平成20年1月16日から同年5月の初めまで休職したが、同年2月から同年5月までの給料支払明細

書によると厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、被保険者資格喪失日が同年2月1日となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、当該期間において、申立人は休職中であることから、勤務実態をうかがうことができない上、当該給料支払明細書によると、報酬が支払われていないことが確認できる。

また、当該給料支払明細書において健康保険料及び厚生年金保険料の控除額が記載されているものの、申立人は「これら社会保険料を会社に支払った記憶は無い。」としている上、当該事業所に照会したところ「休職中の社会保険料については、本人から徴収することはない。その後には支払う給与等から控除するか、会社で負担している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 53 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 28 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成 16 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までは 36 万円、同年 9 月 1 日から 17 年 5 月 1 日までは 38 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与から実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社は年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により保険料を納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、厚生年金保険の給付が反映される記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 2 日に、A 社が年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出し、標準報酬月額が 28 万円

から 53 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（53 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28 万円）となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書及び当該事業所から提出された申立人に係る賃金台帳の写しにより確認できる報酬月額により、申立期間のうち、平成 16 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までに係る標準報酬月額については 36 万円、同年 9 月 1 日から 17 年 5 月 1 日までは 38 万円とすることが妥当と認められる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出していることが確認でき、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 8 日から 37 年 4 月 25 日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿及び被保険者原票において、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 4 月 25 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、当該事業所において支給記録が確認できたのは 5 人のみで半数に満たないほか、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 7 か月後の 38 年 12 月 4 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間後、昭和 37 年 8 月 25 日から 38 年 8 月 26 日までの期間、別の事業所に 1 年近く勤務しているが、仮に申立人が脱退手当金の請求をしたとすると、脱退手当金の支給日の直前まで勤務していた事業所の勤務期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 2 日から 43 年 10 月 1 日まで
日本年金機構から送付された『「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について』と記載されたはがきを見て、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを初めて知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた事業所を退職してから、次の事業所に勤務するまでの期間は約1か月と短期間であり、その後も平成9年に至るまで、ほとんど継続的に勤務している状況から、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、申立期間直後の厚生年金保険被保険者期間については、申立期間と同一被保険者番号になるように入入手続がとられていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したものとは考え難い。

また、脱退手当金を受給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間（約6年半）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 29 日から同年 9 月 6 日まで
昭和 42 年 4 月 29 日に A 社から B 社に異動した際の厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において B 社に勤務していたことは、A 社の複数の同僚及び B 社の元取締役の証言から推認できる。

しかしながら、B 社の元取締役は「A 社と B 社は、それぞれ別の会社であり、別々の会社にするという条件で A 社から独立した。申立人は昭和 42 年 4 月 28 日又は 29 日頃に、同僚と一緒に B 社に移り、申立期間は同社から給与が支給されていた。」と証言しているところ、当該同僚の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該同僚も申立人と同日の昭和 42 年 4 月 29 日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 社は「申立人は A 社から B 社に異動したのではなく、A 社を一度退職し、B 社に新規入社したものである。」旨の回答をしている。

さらに、オンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 42 年 9 月 6 日であることが確認できる上、同社の元取締役は「当時の資料が無いので確認できないが、会社設立後、しばらくしてから社会保険の加入手続をした記憶がある。」と証言していることから、申立期間当時、同社は社会保険に加入しておらず、厚生年金保険の適用事業所でなかった事情がうかがえる。

加えて、B 社に勤務した同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日も申立

人と同じく昭和 42 年 9 月 6 日となっており、申立期間の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 29 日から 30 年 1 月 10 日まで
② 昭和 31 年 1 月 11 日から同年 11 月 21 日まで
③ 昭和 31 年 9 月 10 日から 34 年 1 月 11 日まで
④ 昭和 34 年 5 月 25 日から同年 7 月 17 日まで
⑤ 昭和 34 年 7 月 15 日から 37 年 6 月 13 日まで

年金記録では申立期間について脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号の前後 50 人のうち、脱退手当金の受給資格のある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 6 月 13 日の前後 2 年以内に資格を喪失した者 29 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、19 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 16 人が 6 か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 37 年 11 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 1 日から 36 年 3 月 29 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 36 年 3 月 29 日）から約 4 か月後の昭和 36 年 7 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、申立人が結婚のため申立期間の事業所を退職後、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

しかしながら、申立期間のうち平成 4 年 3 月から同年 11 月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致すること、又は同標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

また、申立期間のうち、平成 4 年 12 月については給料支払明細書によると厚生年金保険料が控除されておらず、5 年 1 月及び同年 2 月については申立人の預金通帳により給料の差引支給額は確認できるものの、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができず、同年 3 月について

は前述の預金通帳に記載が無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。